建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：嫌気分離接触ろ床方式

製造者の住所・氏名	東京都中央区日本橋本町二丁目７番１号　前澤化成工業㈱ 代表取締役社長　池嶋　勝治
工場の所在地及び名称	石川県能美市岩内町１番地３　アムズ㈱　白山工場 石川県白山市大竹町口73番地　アムズ㈱　大竹工場 石川県かほく市高松丙23番地11　日研産業㈱ 福岡県宮若市宮田918番地の11　㈲大勝工業

認定番号	浄化槽の名称
3－13－H－002 〃　－1	マエザワ浄化槽　VZN－14型 〃　VZN－18型

○中部地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十五日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市中川区下之一色町字松陰三丁目二六番から同市中川区下之一色町字北起九六番一まで	前	二九・八〇～七七・二四メートル	〇・三九四キロメートル
	後	二九・八〇～四八・一七メートル	〇・三九四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十五日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	名古屋市中川区下之一色町字北起九四番二から同市中川区下之一色町字北起四六番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月十五日

○中部地方整備局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十五日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	豊田市本新町五丁目八五番四から同市東新町五丁目一五番三まで	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月十五日一時

○近畿地方整備局告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月十五日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年近畿地方整備局告示第二百二十五号淡路都市計画道路事業三・六・四百六十号富島幹線

三　事業施行期間　自平成二十二年十一月二日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十五日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	周南市桜木一丁目三番一から同市桜木一丁目一番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月十五日

○四国地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十五日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町中津字久主二〇〇二番地内	前	一五・六八～二五・七六メートル	〇・〇四一キロメートル
	後	二二・五五～四三・二〇メートル	〇・〇四一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十五日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
阿久根市大川字山畑一〇八一四番三から同市大川字潟ノ口一一八八〇番一まで	前	九・五九～一三・一四メートル	〇・〇七四キロメートル
	後	九・五九～一七・〇五メートル	〇・〇七四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所